

## 業務委託契約書

株式会社●●（以下、「甲」という）と株式会社●●（以下、「乙」という）は、甲が●●●●の業務（以下、「本件業務」という）を乙に委託し、乙がこれを受託して本件業務を履行することについて以下の通り合意し、業務委託契約（以下、「本契約」という）を締結します。

### 第1条（本件業務）

- 乙は、本件業務として以下の作業を実施し、成果物を甲に納品します。なお、本件業務は請負業務とします。
  - 作業：
  - 成果物：（仕様については別紙1「仕様書」に準拠）
- 乙は、本件業務の遂行にあたり、適宜甲の指示・確認を求めるとともに、甲の指示を誠実に遵守します。
- 乙は、本件業務の開始に先立って、本件業務終了までのスケジュール案を策定し甲の承認を得た上で、甲が承認したスケジュールに従って本件業務を履行します。なお、本件業務の履行中に作業の遅延その他の問題が生じ又は問題発生の可能性が生じた場合には、乙は直ちに甲に通知し甲との間で善後策につき協議します。

### 第2条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはなりません。なお、乙が甲の事前の書面による承諾を得て本件業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合には、乙は当該第三者に対して本契約に定める乙の全ての債務と同等の義務を課すとともに、当該第三者による債務不履行につき甲に対して一切の責任を負います。

### 第3条（納品及び検査）

- 乙は、甲に対して、第1条第1項に定める成果物を●●年●●月●●日までに甲の指示する方法により一括して甲に納品します。
- 前項に基づいて納品された成果物の所有権は納品完了とともに乙から甲に移転します。また、成果物の滅失・毀損等の危険負担は、本条第5項に基づく検収完了により乙から甲に移転します。
- 甲は、納品日から1週間以内（以下、「検査期間」という）に、前項に基づいて納品された成果物を検査し、その結果を乙に通知します。当該検査にあたっては別紙1「仕様書」の記載を基準とします。当該検査の結果、納品された成果物に本契約の内容に対する不適合が発見された場合には、乙は甲の指示する期日までに当該不適合を修正した上で再度甲に成果物を納品し甲の再検査を受けます。なお、甲の再検査につき本項前段の定めを準用します。
- 甲が乙から納品を受けた成果物に対し検査合格を通知することをもって成果物は検収され、本件業務は終了するものとします。なお、検査期間内に甲から乙に対して検査結果の通知がない場合には、当該成果物は検査に合格したものとみなします。

### 第4条（委託代金及び支払条件）

- 本件業務にかかる委託代金及びその支払条件は、以下の通りとします
  - 金額：●●円（税別）
  - 支払期日：検収完了月の翌月末日

2. 甲は、前項に定める委託代金を、支払期日までに乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払います。
3. 本項に定める委託代金には、乙の本件業務履行にかかる作業費、資料作成費、材料費、通信費、旅費交通費その他一切の費用が含まれます。

#### 第5条（知的財産権等）

1. 第3条第4項に基づいて検収された全ての成果物にかかる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の産業財産権及び産業財産権を出願する権利並びに著作権（以下、総称して「知的財産権等」という）は、原始的に甲に帰属します。
2. 前項に定める知的財産権の全部又は一部が法律の定めにより甲に原始的に帰属しない成果物がある場合には、当該成果物の納品時に、乙は甲に対し、当該成果物にかかる全ての知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）を譲渡し、乙は、以後、当該成果物にかかる著作者人格権を何人に対しても行使しないことに同意します。なお、委託代金には、本項に基づく知的財産権の譲渡の対価が含まれます。
3. 乙は、本件業務の履行以外の目的のために、甲に帰属する知的財産権を使用する権利を取得しません。

#### 第6条（契約不適合責任）

甲は、成果物の検収完了日の翌日から1年以内に、成果物のいずれかに本契約の内容に対する不適合が判明した場合には、当該期間内に乙に対して通知することを条件に、甲の選択により、乙に対し、当該不適合の修正、不適合のない代替品の納品、又は委託代金額の減額による支払済代金の返還の全て又はそのいずれかを求めることができます。

#### 第7条（保証）

1. 乙は、本件業務の履行にあたり、本件業務及び成果物が甲又は第三者の生命、身体又は財産に危害を加えることのないよう善良なる管理者の注意義務を尽くし、第三者に帰属する知的財産権その他の権利を侵害し又は営業秘密を漏洩しないことを保証します。
2. 前項の定めにもかかわらず、本件業務の履行又は成果物につき第三者の生命、身体又は知的財産権を含む財産その他の権利を侵害することを理由に、甲が第三者から苦情、異議申し立て、又は訴え等の法的請求を受けるなどの紛争が発生した場合は、乙はその費用と責任により当該紛争を速やかに解決し、甲に対していかなる損害も生ぜしめないものとします。但し、当該紛争が、専ら甲が乙に提供した資料、技術に起因する場合はこの限りではありません。

#### 第8条（損害賠償）

1. 乙は、本契約のいずれかの条項に違反し、又は本件業務の履行に際して、乙の故意、または過失により甲に損害を与えた場合は、甲に対してその全ての損害につき賠償する責任を負います。
2. 乙は、甲に対する委託代金請求権と前項に基づく損害賠償債務とを相殺することはできません。

#### 第9条（秘密保持義務）

乙は、本契約の有効期間中及び有効期間終了後も、本契約の存在及び契約条件並びに本件業務の履行中に知り得た甲の事業上、営業上及び技術上の一切の情報及び個人情報（以下、総称して「秘密情報」という）を第三者に開示・漏洩し、また本件業務の履行以外の目的に使用してはな

りません。ただし、乙が次の各号のいずれかに該当することを証明した情報は、秘密情報に含まれません。

- (1) 甲から開示を受けた時点において既に公知となっているもの。
- (2) 乙の故意または過失によらず公知となったもの。
- (3) 甲から開示を受ける前に乙が自ら知得し、または正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの。
- (4) 甲から開示を受けた情報によらず乙が独自に取得したもの

#### **第10条 (譲渡禁止)**

乙は、本契約によって生ずる一切の権利、義務を、甲の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはなりません。

#### **第11条 (資料、設備等の利用)**

乙は、本件業務の遂行にあたり甲から資料、資材又は設備の提供を受けた場合には、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱い、本件業務の履行以外の目的のために使用してはなりません。なお、乙は、甲から資料等の返還を求められた場合には、直ちに当該資料等を甲に返還します。

#### **第12条 (有効期間、契約解除)**

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日に始まり、本契約に基づいて乙が本件業務を終了し、甲が乙に対して委託代金を支払った日に終了します。
2. 本契約の有効期間中といえども、甲または乙は、相手方が次の各号に1つでも該当するときには、本契約の全部または一部を解除することができます。
  - (1) 債務の履行を一回でも怠ったとき、その他本契約に定めるいずれかの条項に違反したとき
  - (2) 相手方の信用、名誉又は相互の信頼関係を傷つける行為に出たとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき
  - (4) 破産、民事再生、会社更生の手續開始の申立、又は解散、私的整理がなされたとき
  - (5) その他、前各号に準ずる事情が生じたとき
3. 前項に基づく解除は、相手方の住所地宛に書面で行うものとし、当該書面による通知が相手方の所在不明や受領拒否により送達されなかった場合には、その書面の発送日から1週間が経過した時に当該書面が相手方に到達したものとみなします。

#### **第13条 (契約終了後の法律関係)**

1. 乙は、本契約終了後、直ちに全ての秘密情報及びその複製物を、甲の指示に従って、甲に返却し又は回復不可能な程度に廃棄、削除し、当該返却等が完全に履行されたことを書面で報告します。
2. 本契約が前条に基づいて解除された場合において、本件業務の中間成果物が存在し、甲が求めた場合には、乙は当該中間成果物を甲に納品します。この場合、甲は納品後に当該中間成果物を評価したうえでこれに相当する委託代金を支払います。なお、当該中間成果物にかかる所有権及び知的財産権は、当該中間成果物を乙が甲に納品した時に乙から甲に移転します。
3. 本契約が終了した場合においても、第5条 (知的財産権等)、第6条 (契約不適合責任)、第7条 (保証)、第8条 (損害賠償)、第9条 (秘密保持義務)、本条及び第15条 (協議、管轄)の各条項の効力はなお有効に存続します。

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙（役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、相手方が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず本契約を解除できます。
2. 甲又は乙（以下、本項において「解除者」という。）が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償します。

#### 第15条（協議、管轄）

本契約に関連して当事者間で疑義が生じた場合には、誠実に協議してその解決に努めるものとし  
ます。また、甲及び乙は、本契約に関連する当事者間の全ての訴訟については、●●地方裁判所  
を専属的合意管轄裁判所とすることを合意します。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有します。

20●●年●●月●●日

甲  
住所  
会社名  
代表者名 ⑩

乙  
住所  
会社名  
代表者名 ⑩